

豊従発 24-04

2024 年（令和 6 年）2 月 27 日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市従業員労働組合
執行委員長 松本 真次



労使関係ルールに関わる諸要求について

貴職におかれましては、地方自治確立に向けたご尽力に心より敬意を表します。これまで労使共に「職の確立」を目指しながら、環境事業所における行政サービスの維持、向上とともに事業継続に係る諸課題への協議を進めてきました。当事業所が、市民ニーズに応えられる行政サービス部門として発展していくためにも、引き続き、職員の勤務・労働条件の整備が不可欠です。

つきましては、職員の勤務・労働条件に関し、下記の点を基本とする労使関係ルールを堅持していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使協議・交渉を実施し、その合意に基づくものとする。
2. 職場の存廃や業務委託、人事評価制度等は、職員の賃金・労働条件にも多大な影響を与えることから、企画段階から事前協議をおこなうこと。
3. 各職場の人員配置と業務状況を随時点検・把握し、適正な人員配置と職場環境の改善について、労使協議をおこなうこと。
4. 政策や財政など環境部に関わる諸課題については、適宜、意見交換会や政策協議の場を設置し、その解決を図ること。

以 上